

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和元年 7 月 26 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、建築局が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の道路関連条項（以下「道路関連条項」といいます。）及び横浜市風致地区条例（昭和 45 年 6 月横浜市条例第 35 号。以下「風致地区条例」といいます。）を正しく運用していないこと（「不作為、無管理」）を挙げ、その結果、山手の景観を劣化させてしまったことは、横浜市にとって取り返しのつかない損害であると主張しています。しかし、請求人の主張は、建築行政上の道路関連条項及び風致地区条例の運用に関するものであり、住民監査請求の対象となる財務会計行為に関する主張ではありません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関
電 話 045-671-3361
ファクス 045-664-2944